

Q9

〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人豊田会

- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和37年09月20日

(4) 設立登記年月日 昭和37年09月26日

(5) 役員及び評議員、

	氏 名	備 考
理 事 長	豊田 鐵郎	
理 事	稻垣 武	
同	中嶋 祥元	
同	吉岡 初浩	
同	大西 朗	
同	藤岡 高広	
同	佐藤 和弘	
同	増井 敬二	
同	村上 晃彦	
同	豊田幹司郎	
同	加藤 宣明	
同	豊田 周平	
同	井本 正巳	刈谷豊田総合病院 名譽院長
同	田中 守嗣	刈谷豊田総合病院 病院長
同	小山 勝志	刈谷豊田東病院 院長
同	今田 数実	高浜豊田病院 院長
同	三浦 政直	介護老人保健施設ハビリスツ木 施設長
同	山田 達也	刈谷豊田総合病院 事務部長
監 事	杉本 俊示	
同	伊藤健一郎	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」

以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	刈谷豊田総合病院	愛知県刈谷市住吉町5丁目 15番地	一般病床 698床 感染症病床 6床
病院	刈谷豊田東病院	愛知県刈谷市野田新町1丁目 101番地	療養病床 126床 一般病床 72床
病院	高浜豊田病院	愛知県高浜市湯山町6丁目 7番地3	療養病床 94床 一般病床数 48床
介護老人保健施設	ハピリスツツ木	愛知県刈谷市ツツ木町4丁目 41番地4	入所定員 146名 通所定員 120名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
刈谷訪問看護ステーション	愛知県刈谷市野田新町1丁目 101番地	
高浜訪問看護ステーション	愛知県高浜市湯山町6丁目 7番地3	
刈谷居宅介護支援事業所	愛知県刈谷市野田新町1丁目 101番地	
刈谷地域包括支援センター 【刈谷市から委託を受けて 管理】	愛知県刈谷市住吉町5丁目 15番地	
刈谷・知立・高浜在宅医療・介護 連携支援センター 【刈谷市、知立市、高浜市 から委託を受けて管理】	愛知県刈谷市住吉町5丁目 15番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月30日 理事会

第1号議案 2021年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書の件

第2号議案 社員の入退社の件

第3号議案 理事・監事の交替の件

令和4年5月30日 第64回定時社員総会

第1号議案 2021年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書の件

第2号議案 社員の入社、退社及び役員全員任期満了につき、選任の件

令和4年5月30日 理事会

第1号議案 理事長選定の件

令和4年8月31日 臨時社員総会

第1号議案 刈谷市議会議長交替に伴う社員1名退社、社員1名入社の件

第2号議案 刈谷市議会議長交替に伴う理事1名辞任、理事1名選任の件

令和5年3月30日 理事会

第1号議案 2022年度収支見通し及び2023年度収支計画案の件

第2号議案 刈谷豊田総合病院等の人事の件

令和5年3月30日 第65回定時社員総会

第1号議案 2022年度収支見通し及び2023年度収支計画案の件

第2号議案 刈谷豊田総合病院の人事の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

## (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

## (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること  
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

## (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

## (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

工事	刈谷豊田総合病院診療棟3階中央処置室改修工事など	372百万円
医療機器の購入	手術用ロボット手術ユニットなど	1,123百万円
その他	統合画像情報管理システムサーバー更新など	483百万円
診療科の新設等	該当なし	

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

## 様式第一号

法人名 医療法人 豊田会

所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号 00

## 貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	14,782,756	I 流動負債	8,103,866
現金及び預金	7,175,649	買掛金	2,273,035
事業未収金	6,456,880	1年以内返済長期借入金	1,176,383
たな卸資産	444,280	リース債務	27,728
未 収 金	550,417	未 払 金	1,403,882
前 払 費 用	83,266	未 払 法 人 税 等	115,639
その他の流動資産	82,916	未 払 消 費 税 等	9,030
貸倒引当金	△ 10,654	未 払 費 用	1,255,055
		預り金	113,994
		賞与引当金	1,729,116
II 固定資産	18,695,478		
1 有形固定資産	17,658,847		
建 物	13,853,698		
構 築 物	679,947		
医療用器械備品	1,484,297		
その他の器械備品	637,679	II 固定負債	14,066,141
車両及び船舶	1,750	長期借入金	8,882,311
土 地	1,000,348	リース債務	47,123
建設仮勘定	1,126	役員退任慰労引当金	69,115
2 無形固定資産	524,604	退職給付引当金	4,825,310
借 地 権	50,323	その他の固定負債	242,281
ソフトウェア	452,735		
その他の無形固定資産	21,544	負債合計	22,170,007
3 その他の資産	512,026		
職員等長期貸付金	32,280	純資産の部	
長期前払費用	16,273	科 目	金 額
繰延消費税	358,845	I 出資金	14,500,000
その他の固定資産	104,628	II 積立金	△ 3,191,772
		繰越利益積立金	△ 3,191,772
資産合計	33,478,235	純資産合計	11,308,227
		負債・純資産合計	33,478,235

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式第二号

法人名 医療法人 豊田会  
 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号 000099

## 損益計算書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		37,139,263
2 事業費用		35,857,897
本来業務事業利益		1,281,366
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		317,465
2 事業費用		305,089
附帯業務事業利益		12,375
事業利益		1,293,741
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	68	
その他の事業外収益	157,386	157,454
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	139,377	
その他の事業外費用	5,304	144,681
経常利益		1,306,514
<b>IV 特別利益</b>		
補助金	566,160	
寄附金	300,000	
固定資産売却益	10,192	
その他の特別利益	11,845	888,197
<b>V 特別損失</b>		
固定資産圧縮損	344,160	
固定資産除売却損	2,859	
資産に係る控除対象外消費税等	151,494	
その他の特別損失	68,908	567,422
<b>税引前当期純利益</b>		1,627,289
法人税、住民税及び事業税		408,174
<b>当期純利益</b>		1,219,114

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲載することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人 豊田会  
 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号 99

財 产 目 錄

(令和5年3月31日現在)

1. 資 产 额	33,478,235 千円
2. 负 債 额	22,170,007 千円
3. 純 資 产 额	11,308,227 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	14,782,756
B 固定資産	18,695,478
C 資産合計 (A+B)	33,478,235
D 負債合計	22,170,007
E 純資産 (C-D)	11,308,227

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

## 監事監査報告書

医療法人豊田会  
理事長 豊田 鐵郎 殿

私たちは、医療法人豊田会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月17日

医療法人豊田会

監事 杉本 俊

監事 伊藤健一

2023年6月7日

本書類は原本と相違ありません  
愛知県刈谷市上吉町5丁目15番地

医療法人 豊田会  
理事長 豊田 鐵郎

様式第四号

法人名 医療法人 豊田会  
 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号     49

純資産変動計算書  
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
令和4年3月31日残高	14,500,000	△ 4,410,887	△ 4,410,887	10,089,112
会計年度中の変動額				
当期純利益	—	1,219,114	1,219,114	1,219,114
	—	—	—	—
会計年度中の変動額合計	—	1,219,114	1,219,114	1,219,114
令和5年3月31日残高	14,500,000	△ 3,191,772	△ 3,191,772	11,308,227

- 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。
- 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

99

## [重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記]

### 1. 繼続事業の前提に関する事項

該当なし

### 2. 資産の評価基準及び評価方法

医薬品及び診療材料	最終仕入原価法による低価法
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物・構築物	定額法
車両・器械備品	定率法
無形固定資産	定額法

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、事業未収金等の一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員賞与の支払いに充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により発生の翌会計年度から費用処理しております。
役員退任慰労引当金	役員の退任慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

### 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は繰延消費税に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### 6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

#### 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

qq

## 7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

## 8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

## 9. 担保に供されている資産に関する事項

該当なし

## 10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	総資産 (千円)	事業内容	取引の内容	関係事業者 との関係	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が代表者である法人	株式会社豊田自動織機	5,325,852,068	自動車、産業車両、織維機械の製造・販売	寄付の受入	当法人の運営主体及び役員の兼任	92,000	—	—
役員が代表者である法人	株式会社ジェイテクト	833,543,125	自動車関連分野での製品開発・生産等	寄付の受入	当法人の運営主体及び役員の兼任	19,000	—	—
役員が代表者である法人	トヨタ車体株式会社	553,580,543	自動車関連分野での製品開発・生産等	寄付の受入	当法人の運営主体及び役員の兼任	20,000	—	—
役員が代表者である法人	トヨタ紡織株式会社	536,181,240	自動車関連分野での製品開発・生産等	寄付の受入	当法人の運営主体及び役員の兼任	18,000	—	—

※総資産は2022年3月末時点の金額となります

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案し、一般的な取引状況と同様に決定しております。

### (2) 個人である関係事業者

該当する取引はありません。

## 11. 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

## 12. 重要な後発事象に関する事項

該当なし

## 13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするための必要な事項

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1)有形固定資産減価償却累計額 | 33,657,281 千円 |
| (2)有形固定資産圧縮累計額   | 10,537,663 千円 |
| (3)無形固定資産圧縮累計額   | 192,550 千円    |

(4) 原則法を適用した場合の、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

① 退職給付制度の概要

当法人は職員の退職給付に充てるため積立型、非積立型の確定給付制度のほか、確定拠出制度を採用しております。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

99

② 確定給付制度

(単位:千円)

ア. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	7,551,945
勤務費用	612,070
利息費用	15,103
数理計算上の差異の当期発生額	52,199
退職給付の支払額	△408,128
期末における退職給付債務	<u>7,823,190</u>

イ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,698,945
期待運用収益	40,484
数理計算上の差異の当期発生額	△27,825
事業主からの拠出額	165,783
退職給付の支払額	△106,037
期末における年金資産	<u>2,771,349</u>

ウ. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された

退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,479,718
年金資産	△2,771,349
積立型制度の未積立退職給付債務	△291,630
非積立型制度の未積立退職給付債務	5,343,472
小計	5,051,841
未認識数理計算上の差異	△226,530
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,825,310
退職給付引当金	4,825,310
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>4,825,310</u>

エ. 退職給付に関連する損益

勤務費用	612,070
利息費用	15,103
期待運用収益	△40,484
数理計算上の差異の当期の費用処理額	20,241
その他	△983
合計	<u>605,948</u>

オ. 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております)

割引率	0.2%
長期期待運用収益率	1.5%

③ 確定拠出制度

当法人の確定拠出制度への要拠出額 87,643 千円

## (5)補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位:千円)

種類	交付者	当期収益額	負債計上額
施設設備補助金	刈谷市	315,097	—
	高浜市	207,550	—
	愛知県	37,408	—
	その他	6,105	—
運営費補助金	刈谷市	134,746	—
	高浜市	69,024	—
	愛知県	3,456,746	—
	その他	252	—

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

## 様式第五号

法人名 医療法人 豊田会

※医療法人整理番号 99

所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	土地	1,000,348	—	—	1,000,348	—	1,000,348
	建物	37,327,764	372,817	7,249	37,693,333	23,839,634	1,142,511
	構築物	2,104,839	22,137	—	2,126,977	1,447,030	60,043
	医療用器械備品	6,947,805	839,623	557,277 (31,370)	7,230,151	5,745,854	592,683
	その他の器械備品	3,181,576	238,540	201,369 (2,055)	3,218,747	2,581,068	121,804
	車両及び船舶	76,548	1,800	32,905	45,444	43,693	701
	建設仮勘定	—	1,126	—	1,126	—	1,126
計		50,638,883	1,476,046	798,801 (33,425)	51,316,128	33,657,281	1,917,744
無形固定資産	借地権	50,323	—	—	50,323	—	50,323
	電話加入権	5,507	—	—	5,507	—	5,507
	施設利用権	11,995	—	—	11,995	11,995	—
	ソフトウェア	4,746,954	189,276	3,361 (3,361)	4,932,869	4,480,134	233,602
	その他の無形固定資産	5,012	—	—	5,012	2,938	335
	ソフトウェア仮勘定	—	13,963	—	13,963	—	13,963
	計	4,819,793	203,239	3,361 (3,361)	5,019,672	4,495,068	233,938
その他の資産	職員等長期貸付金	36,720	7,800	12,240	32,280	—	—
	長期前払費用	14,764	7,258	5,749	16,273	—	—
	繰延消費税	363,150	147,223	151,528	358,845	—	—
	その他の固定資産	104,810	13	195	104,628	—	—
	計	519,444	162,295	169,713	512,026	—	—

- 注) 1. 建物の当期増加額は主に刈谷豊田総合病院診療棟3階中央処置室改修工事であります。
2. 医療用器械備品の当期増加額は主に手術用ロボット手術ユニットであります。
3. 医療用器械備品の当期減少額は主に磁気共鳴断層撮影装置であります。
4. 当期減少額の(括弧書)は、前年度に先行取得した資産で当期に圧縮記帳した金額であります。
1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目的区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨記すこと。

## 様式第六号

法人名 医療法人 豊田会

所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号 199

## 引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	1,676,942	1,729,116	1,676,942	—	1,729,116
退職給付引当金	4,686,253	606,931	467,873	—	4,825,310
役員退任慰労引当金	56,250	12,865	0	—	69,115
貸倒引当金	7,094	10,654	7,094	—	10,654

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人 豊田会

所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号

99

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	1,369,436	1,176,383	1.27	—
長期借入金（1年以内に返 済予定のものを除く。）	10,058,694	8,882,311	1.08	2024.4 ～ 2035.10
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	11,428,130	10,058,694	—	—

注) 1. 「平均利率」については借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年以内における返済予定額  
は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,118,049	1,248,731	1,297,384	1,267,384

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

## 様式第九の一号

法人名 医療法人 豊田会  
 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号       919

## 事業費用明細表

(単位：千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	9,746,133	—	9,746,133	686	—	9,746,819
給与費	17,094,286	—	17,094,286	274,679	—	17,368,965
委託費	2,420,811	—	2,420,811	6,318	—	2,427,129
経費	6,505,866	—	6,505,866	23,405	—	6,529,272
その他の事業費用	90,800	—	90,800	—	—	90,800
計	35,857,897	—	35,857,897	305,089	—	36,162,987

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附隨して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によるものである。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

## 様式九の二号

法人名 医療法人 豊田会  
 所在地 愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地

※医療法人整理番号 99

事業費用明細表  
 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金額
I 材料費	
期首材料棚卸高	346,985
当期材料仕入高	9,792,238
期末材料棚卸高	392,404
	9,746,819
II 給与費	
給料	11,062,821
賞与	3,509,506
退職給付費用	706,456
法定福利費	2,090,181
	17,368,965
III 委託費	
設備保守費	685,228
給食委託費	432,079
その他委託費	1,309,821
	2,427,129
IV 経費	
福利厚生費	128,356
旅費交通費	2,549
通信費	58,987
消耗品費	181,843
光熱水費	612,737
租税公課	286,803
広告宣伝費	12,620
修繕費	464,327
減価償却費	2,151,683
控除対象外消費税等の負担額	1,389,473
その他経費	1,239,888
	6,529,272
V 売上原価	
商品(又は製品)期首たな卸高	—
当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)	—
商品(又は製品)期末たな卸高	—
VI その他の事業費用	
患者外給食費	90,765
その他	34
事業費用計	36,162,987

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附隨して行われるもの(売店等)

及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。

2. IからVIの中科目区分は、省略する様式によるものである。

3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

## 独立監査人の監査報告書

令和5年5月17日

医療法人豊田会  
理事会 御中

有限責任 あづさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員      公認会計士      近藤繁紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人豊田会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第61会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上